

越前たけふ駅パーク・アンド・ライド

駐車場管理機器整備事業に係る

基本協定書

目次

第1章 総則

第1条（目的）

第2条（受注者の遵守事項）

第2章 管理業務の概要

第3条（業務内容）

第4条（事業期間）

第3章 事業実施に当たっての負担区分等

第5条（リスク分担）

第6条（損害賠償等）

第4章 協定の解除等

第7条（発注者による協定の解除等）

第8条（発注者受注者の合意による協定の解除等）

第5章 補則

第9条（届出義務）

第10条（管轄裁判所）

第11条（補則）

越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器整備事業に係る基本協定書(案)

越前市（以下「発注者」という。）及び●●●●（以下「受注者」という。）は、越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器整備事業（以下「本事業」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第1章 総則

（目的）

第1条 本協定は、越前市駐車場設置及び管理条例（平成17年越前市条例第178号）並びに関係法令等の定めるところに従い、発注者と受注者が相互に協力し、本事業を確実かつ円滑に実施するために必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（受注者の遵守事項）

第2条 受注者は、本事業が公共性を有することを十分理解し、実施にあたっては、その趣旨を尊重するものとする。

2 受注者は、本協定に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、承継させ、又はその権利を担保に供することはできないものとする。ただし、事前に書面により発注者に申請し、承諾を得た場合は、この限りではない。

3 受注者は、合弁、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、書面により速やかに発注者に申請し、承諾を得るものとする。

4 受注者は、発注者から提供を受けて知り得た秘密を事業期間中のみならず、事業期間終了後においても第三者に漏らしてはならないものとする。

第2章 事業の概要

（事業内容）

第3条 本事業は、本事業に係る特記仕様書（以下「特記仕様書」という。）及び本事業に係る要求水準書（以下「要求水準書」という。）、本事業の総合評価落札方式において提出した技術提案書（以下「技術提案書」という。）に基づき、本協定締結後、発注者との協議を経て確定する事業内容を包括的に確実に実施するものとする。

2 本事業の内容は下記のとおりとする。

（1）設計・設置工事

工事名：越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理機器設計・設置工事その1～その6（以下「設置工事」という。）

工事場所：市道第4529号線 越前市大屋町外地係

(越前たけふ駅パーク・アンド・ライド第1～第3駐車場)

供用開始日：令和9年1月15日

(2) 管理業務

業務名：越前たけふ駅パーク・アンド・ライド駐車場管理業務

業務箇所：越前市大屋町地係

業務内容：要求水準書及び技術提案書を基に発注者と協議を行い、技術提案で示された管理費を参考に見積りを徴収し、市の予算の範囲内で随意契約するものとし、主な業務内容は次のとおりとする。

(ア) トラブルに関する対応業務

(イ) 駐車場機器の保守・メンテナンス管理に関する業務

(ウ) 使用料金の徴収および発注者への報告に関する業務

(エ) その他駐車場管理に必要な事項

(事業期間)

第4条 本協定の事業期間は、駐車場管理機器の存する期間として本協定締結日から令和19年3月31日までとする。ただし、発注者は、事業期間の終了日までに、受注者と協議の上、事業期間を延長することができるものとする。なお、本協定が解除された場合における事業期間の終了日は、発注者が定め、別途、受注者に通知するものとする。

第3章 事業実施に当たっての負担区分等

(リスク分担)

第5条 管理業務における責任及びリスク分担の考え方は、受注者が実施する業務については、受注者が責任をもって遂行し、管理業務に伴い発生するリスクについては、原則として受注者が負うものとし、下記表（事業のリスク分担表）のとおりとする。ただし、発注者が責任を負うべき合理的な理由がある事項については、発注者が責任を負うものとする。なお、下記表に定めのない事項については、発注者と受注業者が協議の上、決定するものとする。

リスクの種類	内容	市	受注者
事故・災害時の対応	連絡体制確保、応急措置、被害調査		○
	対策、復旧措置	○	
管理上の瑕疵による損害・事故・火災等	受注者の管理上の瑕疵による損害・事故・火災等		○
市所有の施設の取り扱い	受注者の使用上の瑕疵による損害・事故・火災等		○

	上記以外のもの	○	
利用者への損害賠償	受注者の瑕疵に起因する損害		○
	上記以外のもの	協議	
管理業務の中止・延期	管理業務の停止などにより生じた損害	協議	
不可抗力による費用負担	自然災害（地震・台風・大雨等）に起因する費用負担	協議	
物価および人件費の変動	急激なインフレーションまたはデフレーションによる費用負担	協議	

（損害賠償等）

第6条 発注者が第7条第1項第1号から第9号の規定により本協定を解除した場合、その他、受注者の責めに帰すべき事由により発注者が損害を被り又は被る恐れのある場合、受注者は当該損害を賠償しなければならないものとする。

第4章 協定の解除等

（発注者による協定の解除等）

第7条 発注者は、第4条第1項の事業期間にかかわらず、次の各号に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、本協定を解除することができる。

- （1）受注者が、本協定、またはその他関係法令等に違反する行為を行った場合
- （2）本事業の目的から逸脱し、発注者からの再三の警告等が発せられても、なお改善が見られない場合
- （3）発注者と受注者間の信頼関係が失われた場合など、本協定を継続しがたい重大な事由が生じた場合
- （4）受注者が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- （5）受注者が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課滞納による処分を受けた場合
- （6）受注者が、監督官庁により営業取消若しくは停止等の処分を受け、又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
- （7）受注者が、暴力団員又は暴力団員密接関係者に該当する場合
- （8）本事業の設置工事が、契約不履行となった場合
- （9）管理機器が存する期間において、特記仕様書、要求水準書、技術提案内容を履行できない場合

2 受注者は、前項の規定により本協定を解除された場合、損失補償、損害賠償その他金銭の支払いを求めることはできないものとする。

(発注者と受注者の合意による協定の解除等)

第8条 受注者は、経営状況など受注者の責めに帰すべき事由により、業務の継続が困難と判断される場合、本協定を解除しようとする日の3か月前までに、発注者に対して書面により解除の申請を行った上で、発注者と協議し、本協定を解除することができる。

2 本協定締結後、天災地変などの不可抗力により、受注者の業務区域内の施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するのに過分の費用を要する等、受注者の責めに帰すべき事由によらず本協定の履行が不可能となった場合、発注者は受注者に対して書面により解除の通知を行った上で、本協定を解除することができる。

第5章 補則

(届出義務)

第9条 受注者は、次の各号のいずれかに該当する事由が生じた場合には、直ちに書面により発注者に届出なければならない。

- (1) 受注者の本店所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
- (2) 受注者が、銀行取引停止処分を受け、又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受け、若しくはこれらの申立てをした場合
- (3) 受注者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立てを受け、又は公租公課の滞納処分を受けた場合
- (4) 受注者が、本事業の実施に関し、第三者との間で紛争を生じ、又は第三者に損害を与えた場合
- (5) 受注者が、管理業務の実施に関し、地震、火災、風水害、盗難その他の事由により、損害を被った場合
- (6) 管理業務の区域内の全部又は一部を第三者に占拠された場合

(管轄裁判所)

第10条 本協定から生じる一切の法律関係に基づく非訟・訴訟・調停その他の法的手続の管轄については、越前市を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を専属の管轄裁判所とする。また、適用法令は日本国内法とする。

(補則)

第11条 本協定に規定のない事項に関し、疑義が生じた場合は、発注者と受注者は、誠意をもって協議するものとする。

2 発注者と受注者は協議の上、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、発注者と受注者それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

令和8月 月 日

発注者 越前市
越前市府中一丁目13-7
越前市長 平林 透

受注者 ●●●●
●●●●
●●●●